

令和 2 年度労働報酬下限額

(1) 工事請負契約（条例第 6 条第 1 項第 1 号関係）

〔単位：円（1 時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,180	27	普通船員	2,360
2	普通作業員	2,160	28	潜水士	3,850
3	軽作業員	1,480	29	潜水連絡員	2,770
4	造園工	2,250	30	潜水送気員	2,710
5	法面工	2,660	31	山林砂防工	2,540
6	とび工	2,660	32	軌道工	3,980
7	石工	3,510	33	型わく工	2,620
8	ブロック工	2,640	34	大工	2,440
9	電工	2,260	35	左官	2,460
10	鉄筋工	2,460	36	配管工	2,180
11	鉄骨工	2,360	37	はつり工	2,610
12	塗装工	2,570	38	防水工	2,570
13	溶接工	2,710	39	板金工	2,440
14	運転手（特殊）	2,260	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	1,990	41	サッシ工	2,620
16	潜かん工	3,400	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	4,020	43	内装工	2,680
18	さく岩工	2,670	44	ガラス工	2,490
19	トンネル特殊工	3,730	45	建具工	2,380
20	トンネル作業員	2,710	46	ダクト工	2,250
21	トンネル世話役	4,230	47	保温工	2,530
22	橋りょう特殊工	3,170	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,300	49	設備機械工	2,580
24	橋りょう世話役	3,670	50	交通誘導警備員 A	1,530
25	土木一般世話役	2,520	51	交通誘導員警備 B	1,270
26	高級船員	2,860			

（注）タイル工、屋根ふき工、建築ブロック工については、兵庫県の設計労務単価の設定が無い場合、当該職種に該当する労働者等について、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

（注）この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、920円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第 6 条第 1 項第 2 号関係）

労働報酬下限額	920円
---------	------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。